

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器内点検時、高圧注水系電動弁（MO-2301-4）上部のフレキシブル電線管に外れが認められたため、当該電線管を修理	D	
2	1号機	タービン建屋換気空調系冷却装置の点検時、装置外装網カバー取付部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	原子炉冷却材浄化系循環ポンプ（B）内胴締付ボルトの浸透探傷検査時、植込側ネジ部に割れが認められたため、当該ボルトを交換	D	
4	1号機	主低圧タービン（B）内部車室上半の浸透探傷検査時、構造溶接部に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
5	1号機	主低圧タービン（B）内部車室下半の浸透探傷検査時、構造溶接部に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
6	1号機	非常用ガス処理系（B系）排気ファン電動機の振動測定時、振動値に判定値外れが認められたため、対応検討	D	
7	1号機	主タービングランドシール系配管修理における切断箇所の養生作業時、上流側電動弁の開閉操作に伴う配管内残水の流入により、当該養生箇所からの水の漏えいが認められたため、対応検討	B	
8	1号機	主高圧タービンダイヤフラム上半の浸透探傷検査時、ノズル面に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
9	1号機	主タービン潤滑油タンクガス抽出機（B）の点検時、電動機反負荷側ハウジング内径寸法値に判定基準値外れが認められたため、当該部を修理	D	
10	1号機	非常用ガス処理系（B）フィルタ点検手順書の系統構成確認範囲において、確認が必要ではない弁が含まれていたため、検査を中断及び対応検討	D	
11	2号機	主発電機密封油装置給油ダブルストレーナ（タービン側）において、片側（L側）ストレーナの詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	対象外	
12	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器（B2）において、蓋押え金具のボルト（6本中1本）にネジ山の不良が認められたため、当該ボルトを交換	D	
13	4号機	格納容器雰囲気モニタ系トラス側モニタラック冷却水入口弁において、グラウンド部よりリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	タービン建屋オペフロ換気空調系冷却装置冷水ポンプの簡易点検時、潤滑油補給器にひび割れが認められたため、当該油補給器を交換	D	
15	5号機	制御棒駆動ポンプ室局所空調機において、グリス補給箇所に緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（C）逆洗弁開度計において、一部破損が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
17	6号機	非常用ディーゼル発電機（6B）建屋屋上エアフィンクーラ監視用モニタ（ITV）の点検時、カメラケースの窓ガラス用ワイパーゴムの劣化が認められたため、当該ワイパーゴムを交換	D	
18	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）出口サンプリング系の恒温装置において、温度制御の不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外: 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで